

**エネルギー回収施設（立谷川）建設及び運営事業
第2回入札説明書等に関する質問の回答**

平成26年6月13日

山形広域環境事務組合

エネルギー回収施設(立谷川)建設及び運営事業 第2回入札説明書等に関する質問の回答

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	9	12	(1)	ウ					マテリアルリサイクル推進施設等に関する業務	マテリアル推進施設の設計の業務には、建築確認申請業務をはじめ官庁等への届出業務は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	10	12	(2)	イ					組合が行う業務	A工区およびB工区における仮設施設の解体工事および緑地・擁壁等の整備工事は組合殿所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	25	V	4						保険	御組合が付保を予定しております公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険の補償内容をご教示ください。	【第2回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-1】を参照してください。
4	入札説明書 入札説明書添付資料-4	3/10	2	(1)						減額等の措置を講じる状態	異常事態とは、何らかの理由により排ガスの停止基準を超過した場合や、ごみの供給が不可能となった場合などを示すと考えられますが、異常事態の要因が、明らかに事業者帰責事由で無い場合や原因究明の結果、事業者帰責で無いと判断された場合は、減額措置は免除されると考えてよろしいでしょうか。	異常事態の定義については、基本契約書(案)のとおりです。異常事態が起きた場合の対応については、基本契約書(案)第10条及び運営業務委託契約書(案)第2章第5節に記載のとおりとします。
5	入札説明書 入札説明書添付資料-4	3/10	2	(1)						減額等の措置を講じる状態	処理不適物の混入により異常事態に至り、運転停止となるケースも想定されます。処理不適物の混入は、善管注意義務をもって事業者にとって不可避と考えられるケースもあると考えます。処理不適物の混入により、異常事態に至った場合、減額措置の可否については協議として頂きますよう御願います。	運営業務委託契約書(案)第27条第3項に記載のとおりとします。 なお、本表No. 4を参照してください。
6	要求水準書 設計・建設業務編	5	第II編	第1章	第1節	2	ア			全体計画	「(オ) 住民サービスの観点から、複合施設の供用後も、それまでのA工区内の動線計画と変わらず利用できること」とありますが、施設利用動線が明快にわかる計画であることを前提に、一部動線の変更は提案可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
7	要求水準書 設計・建設業務編	6	第II編	第1章	第1節	4	(1)	ア	(ウ)	仮設計量棟	仮設計量棟はB工区への配置をご指定されていますが、安全性、利便性、機能性を確保することを前提とし、A工区へ配置することも可能と考えてよろしいでしょうか。	仮設計量棟については、複合施設運用開始後の仮設計量機撤去時の車両動線に配慮したうえで、要求水準書に示す動線計画等を踏まえた入出車両の安全性、利便性、機能性を確保することを前提に、A工区及びB工区への配置を可とします。
8	要求水準書 設計・建設業務編	8	第II編	第1章	第1節	7	(2)	ア		電気	引込工事に係る工事負担金については、実施方針等に係る質問No. 45に記載の通り1,000万円を入札価格に含むものと考えてよろしいですか。 また、引込工事に係る工事負担金について、上記の1,000万円から増減があった場合は清算するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
9	要求水準書 設計・建設業務編	8	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	7	(2)	イ	(イ)	地下水	水質は、要求水準書添付資料④に提示されていますが、詳細設計にあたり、より詳細な項目が必要です。伴い、分析用に地下水をサンプリングさせていただけないでしょうか。	要求水準書添付資料-4に示す水質で提案願います。なお、要求水準書等で提示している調査結果以外に必要な事前調査は、設計業務の範囲において実施するものとします。
10	要求水準書 設計・建設業務編	8	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	7	(1)	イ		搬出入道路 東側道路	現状の運用と同様に、本事業用地C工区東側から市道を挟んだりサイクルセンター破砕残渣ヤードへの車両動線を確保することでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
11	要求水準書 設計・建設業務編	8	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	7	(1)	イ		搬出入道路 東側道路	「A工区及びC工区の東側の道路は・・・運営業務期間中も利用しない。」とありますが、災害時、緊急時、避難時に限りA工区から東側道路へ自動車が入り出できるような通路を設けてもよろしいでしょうか。また、本件施設供用時（B工区を仮設搬入路として使用）等の安全性を考慮し、常時、人や自転車が出入り可能なようにA工区から東側道路へ通じる通路を設けてもよろしいでしょうか。	建築基準法施行令第128条の2に規定する避難通路を設け、自動車の出入りは避難の用途に限定するものとします。また、人、自転車の出入りは常時可能としても可とします。
12	要求水準書 設計・建設業務編	8	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	7	(1)	イ		搬出入道路 東側道路	A工区東側道路において路面排水設備が整備されていない範囲がございますが、御組合にて整備されると考えてよろしいでしょうか。	A工区東側の道路排水については、山形市にて側溝を整備する予定です。
13	要求水準書 設計・建設業務編	12	第Ⅱ 編	第1 章	第2 節	3	(1)	イ		搬出車両・搬出形態	「溶融スラグ及び溶融不適物、飛灰処理物の搬出車両については、建設事業者で用意すること」とありますが、運営期間中に使用する搬出車両以外の重機（荷役用フォークリフト等）について、建設・運営いずれの事業者で準備するかは運営形態等を踏まえて、事業者で提案可能と考えてよろしいでしょうか。	工作機械類、作業工具類等も含め、本件施設の運営管理に必要なもの一切を施設設備としておりますので、運営業務で経常的に使用するものは建設事業者が用意することになります。なお、第1回入札説明書等に関する質問【入札参加資格以外に関する質問】の回答NO.29も参照下さい。
14	要求水準書 設計・建設業務編	17～ 18	第Ⅱ 編	第1 章	第3 節	1	(3) (4) (5)			公害防止基準	P17～18に記載の騒音、振動および悪臭の基準に適用される敷地境界は、要求水準書添付資料-1 事業実施区域図における赤線（2期工事完了後運営事業範囲）と考えてよろしいでしょうか。	本件施設の敷地境界は、要求水準書添付資料-1 事業実施区域図に示すとおり、2期工事完了まではA・B工区（緑線の範囲）、2期工事完了後はA・C工区（赤線の範囲）になります。
15	要求水準書 設計・建設業務編	26	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(5)	カ		建設発生土の処分	掘削残土の仮置場などに関しては、敷地外に必要な面積の土地を、事業者にて確保するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、利用については、場所、管理方法等事前に組合の許可を得ることとします。
16	要求水準書 設計・建設業務編	26	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(5)	ク		工事用車両の搬入出経路	I期工事及び本件施設供用時において、山形市中央卸売市場の搬入道路を一部供用しますが、市場関係車両への配慮は必要でしょうか。	市場関係車両の通行に支障がないよう、工事期間中における誘導員の配置、運営時における搬入車両混雑時の誘導など配慮願います。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
17	要求水準書 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	ケ		仮設工事	隣接する「山形市公設地方卸売市場」敷地を借用させて頂きたく、ご検討お願い致します。 ①擁壁等工事スペース 擁壁等設置の為に必ず必要となります。 ②資機材仮置き・工事車両駐車スペース 敷地外にも借用予定としていますが、緊急時対応及び工期短縮にも対応の為に必要となります。 ③スポット使用スペース 大型機器搬入時等に、搬入車両を誘導し、荷降し及び荷捌きの為に必要となります。	①については、市場内の車両通行、市場使用者の業務に支障のないことを前提に山形市公設地方卸売市場管理事務所等関係部署との協議の上、A工区・B工区と市場の敷地境界部に限り借用することとします。 ②、③については、市場内の車両通行に支障を来すため、また、市場使用者が業務で使用するため、常用での借用はいただけませんが、短期間での借用については、別途協議とさせていただきます。
18	要求水準書 設計・建設業務編	42	第Ⅱ編	第1章	第12節	7				生活環境影響調査事後調査の実施、報告	事後調査は、工事期間中における適切な時期に実施するとありますが、常時観測である地下水位を除く項目については、工事期間中の適切な時期に要求水準書に記載の回数を実施すればよいと考えてよろしいですか。	建設工事において必要と思われるものについては、建設事業者の責任において補足・完備したうえで、工事着工前、組合と協議し時期等を決定するものとします。
19	要求水準書 設計・建設業務編	50	第Ⅱ編	第2章	第2節	2	(3)	ア		プラットフォーム	幅員（有効）が[18m以上]となっていますが、最低18mの確保が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書 設計・建設業務編	50	第Ⅱ編	第2章	第2節	2	(4)	ア		プラットフォーム	プラットフォーム内の車両動線検討にあたり、立谷川リサイクルセンターの破砕残渣を搬入する8tロングダンプ車は、同時に複数台での搬入はないものと考えてよろしいでしょうか。 また、8tロングダンプ車の複数台数搬入が無い場合においても、(4)特記事項アの記載に基づき、必要な有効幅を確保するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書 設計・建設業務編	52	第Ⅱ編	第2章	第2節	4	(2)			ごみ投入扉	ごみ処理施設整備の計画・設計要領2006改訂版 P214 図3.3.2-6にダンピングボックスの例が示されておりますが、このうち傾斜投入式についてはダンピングボックス本体が投入扉の役割を兼ねることができます。この場合については、ごみビット直投用の投入扉を4基設け、ダンピングボックス本体を投入扉と兼用できるものと考えてよろしいでしょうか。	傾斜式ダンピングボックスの採用は想定しておりません。 従って、要求水準書に記載のとおりとします。
22	要求水準書 設計・建設業務編	53	第Ⅱ編	第2章	第2節	5	(4)	エ		ダンピングボックス	「パッカー車が直接ごみを荷下ろしできる構造とし、搬入検査に配慮した構造とすること。」とありますが、本特記項目は安全かつ確実に搬入検査をできることを目的とされているものと推察します。他の方法にて同等の機能を代用できれば、ダンピングボックスに求められる特記はア～ウが該当することになることを確認させてください。	搬入等プラットフォームの有効スペースが確保される前提であれば提案下さい。
23	要求水準書 設計・建設業務編	55	第Ⅱ編	第2章	第2節	7	(3)	コ		ごみクレーン	稼働率（33%以下（手動））については、実施方針等に係る質問回答No.105のとおり、破砕ごみを破砕ごみ投入ホッパに供給する動作に適用されるものと考えてよろしいですか。	稼働率として、33%以下（手動）は破砕ごみを破砕ごみ投入ホッパに供給する動作に適用するものとします。ただし、ごみ投入ホッパへの供給、積替え、攪拌の各作業が適切に行うことができることを考慮し稼働率の選定をお願いします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
24	要求水準書 設計・建設業務編	57	第Ⅱ編	第2章	第2節	10	(5)	ウ		脱臭装置	実施方針に関する質問回答書No. 107にありますとおり、1炉休止時（1炉運転時）については、受入・破砕両ピット内を負圧に保てない場合に、脱臭装置を運転するものと考えてよろしいでしょうか。	脱臭装置は、受入・破砕両ピット内の臭気が外部に拡散しないような負圧を保つように運転するものと考えてください。
25	要求水準書 設計・建設業務編	72	第Ⅱ編	第2章	第3節	20				貯留バンカ	本形式については、1回目の質疑回答No. 53及び54にて「要求水準書のとおりとします。」との回答を頂いていますが、付属品等の仕様からカットゲートを想定されているものと推察します。配置計画に影響しますので、カットゲート式で考えてよいことを再度確認させていただきます。	バンカ方式で本施設に最適な形式の提案をお願いします。
26	要求水準書 設計・建設業務編	74	第Ⅱ編	第2章	第4節	1	(3)	ク		廃熱ボイラ	過熱器の材質はSUS310または同等品となっていますが、実施方針等に係る質問No113に記載の通り、温度条件に応じた適切な材料を選定し、低温部はSTB材も同等品と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 各水管群の条件に最適な材質を選定し提案をお願いします。
27	要求水準書 設計・建設業務編	78	第Ⅱ編	第2章	第4節	6	(2)			水冷式蒸気復水器（ロードヒーティング用）	C工区のロードヒーティング用の熱交換器およびポンプ等の付属設備の所掌等については以下の通り考えてよろしいでしょうか。 ①C工区用設備については、C工区整備事業において発注される。 ②本機器にC工区における容量を見込む必要はない。	本施設の水冷式蒸気復水器（ロードヒーティング用）は、C工区のロードヒーティング設備（マテリアルリサイクル推進施設等の設計業務範囲）及び山形市公設地方卸売市場内のロードヒーティング設備（600㎡程度）への供給を見込んだ容量、設備構成とします。
28	要求水準書 設計・建設業務編	80	第Ⅱ編	第2章	第4節	9	(3)	ウ		純水装置	電気伝導率：0.05mS/m以下(25℃)とのご指定ですが、今回のボイラ蒸気条件では通常、1.0mS/m以下を基準としています。0.05mS/m以下は発電所で用いられる高純水（0.1mS/m以下）の部類に該当し、従来のごみ発電施設に設けられている純水装置設備に加え、維持管理・メンテナンス負荷が増加する設備が別途必要になります。 JIS B 8223で水質が規定されているボイラ給水とは、ボイラ給水ポンプにて給水される水を表し、復水に製造純水が補給され脱気器で処理された後の水質を規定しているものです。このためJISで規定されるボイラ給水の品質と純水装置の処理水質は一致するものではありません。 また、復水への純水補給割合は、ブロー量等により左右されるため、ブロー率・純水補給割合により純水装置仕様を決定しています。 以上より、JIS B 8223（水管ボイラ3MPaを超え5MPa以下）にて規定されるボイラ給水及びボイラ水の基準を満足することを前提に、実績に基づき、純水装置処理水質の電気伝導率の基準を1.0mS/m 以下とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	要求水準書に記載のとおりとします。
29	要求水準書 設計・建設業務編	83	第Ⅱ編	第2章	第4節	14	(2)			サンプリングクーラー	実施方針に関する質問回答書No. 120にありますとおり、給水用はサンプリング箇所が共通部分の場合、1基/2炉としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
30	要求水準書 設計・建設業務編	88	第Ⅱ編	第2章	第5節	2				HCl、SOx除去設備	乾式排ガス処理薬剤についての質疑回答で「要求水準書の通り」とのご回答を頂いていますが、消石灰以外は不可とされる理由をお聞かせください。	使用薬品が下記6項目を満足する条件で認めるものとします。 ①取扱い上、無害で安全であること。 ②コスト優位性があること。 ③購入が容易であること。 ④維持管理面で同等であること。 ⑤使用実績があること。 ⑥最終処分場への悪影響がないこと。
31	要求水準書 設計・建設業務編	88	第Ⅱ編	第2章	第5節	3				NOx除去設備	NOx除去設備が[触媒脱硝方式]となっていますが、脱硝用触媒を設置した上で、無触媒脱硝方式と組み合わせることは、要求水準を逸脱しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、提案にあたっては、下記のリスクを回避下さい。 ・無触媒脱硝装置が故障時においてもガス化溶融炉が停止に至らないようにすること。
32	要求水準書 設計・建設業務編	89	第Ⅱ編	第2章	第5節	3	(3)	オ		NOx除去設備	特記事項のおおよびキより、使用薬剤はアンモニアポンプではなく、アンモニア水を想定されているものと考えてよろしいでしょうか。	本施設で最適な薬剤を選定提案をお願いします。
33	要求水準書 設計・建設業務編	97	第Ⅱ編	第2章	第6節	5	(3)			立谷川工業団地内外部温水供給設備	立谷川工業団地への温水供給設備の設計の参考としますので、流量の変動幅（瞬間最大取水量、取水がゼロになる時間帯の有無等）や利用方法、温度条件などについてお聞かせください。	取水量の変動幅は0～2,100L/hとし、6日間で62㎡の使用を予定しており、取水量は6日間で推移する中で減少していくものと考えてください。 利用先では取水した温水を直接再加温して使用しますので、エネルギー回収施設側の取合点で40℃以上で配管設備の使用温度範囲内の温度条件となります。
34	要求水準書 設計・建設業務編	97	第Ⅱ編	第2章	第6節	5	(3)	イ		立谷川工業団地内外部温水供給設備 供給温水流量	6日あたり62m3とのことですが、この「6日」とは一週間の内の工業団地の稼働日が6日間あるという事を示し、「62m3/6日間」=「62m3/一週間（7日間）」を表すのでしょうか。 一年間の送水量の算定に必要となりますのでご教示ください。 （一年間の送水量は①・②のいずれで考えればよろしいですか。 ① 62m3×365日÷6日 ② 62m3×365日÷7日）	温水供給先では6日間で1サイクルの温水使用を予定しております。 なお、サイクル間の間隔は、供給先の運用形態が変わってきますので、明確な回答はできませんが、年間最大で想定した場合、62㎡×365日÷7日となります。
35	要求水準書 設計・建設業務編	97	第Ⅱ編	第2章	第6節	5	(3)	イ		立谷川工業団地内外部温水供給設備 供給温水流量	第1回質問回答No.68にて「供給管口径50mmφ、管内平均流速1.5m/s、…場合でのイメージ」と回答がありましたが、この条件では水量が10.6m3/hになります。一方で第1回質問回答No.114にて最大供給量は2.1m3/hとのご回答を頂いております。 あくまで供給量（工業団地での取水速度）の最大値は2.1m3/hであり、瞬間的にであっても10.6m3/hとなることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、提示しました最大値2.1㎡/hは時間平均であり、吐出量は利用先の取出口径（又はバルブ開度）と温水圧力で決定されるため瞬間的には2.1㎡/hを上回るようになります。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
36	要求水準書 設計・建設業務編	97	第Ⅱ編	第2章	第6節	5	(3)	エ		立谷川工業団地内外部温水供給設備 供給管口径	「供給管口径：50mmφ」との事ですが、この供給管とは、以下①・②のいずれを表すのでしょうか。（要求水準書添付資料7で示されるフロー図中のどの矢印の口径を表すのでしょうか） ①取合点から工業団地へ送られる送水配管径 ②本施設内をループする温水配管径	供給管は、取合点から立谷川工業団地間での行き・戻りの温水循環配管を指します。従って、本施設境界での配管取合は、供給管と戻り管の2本となります。 なお、取合点と供給先の高低差は約16mあり、供給先の方が高い位置となります。 【第2回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-2】を参照してください。
37	要求水準書 設計・建設業務編	97	第Ⅱ編	第2章	第6節	5	(3)			立谷川工業団地内外部温水供給設備	「取合い点から取水する」とのことですが、取合い箇所について以下①・②のいずれでしょうか。（要求水準書添付資料7で示されるフロー図中のどのポイントが取合点となるのでしょうか） ①本施設内で循環する温水ループに配管（1本）を接続し、そこを取り合い点としてループ内の循環水を抜き取る ②工業団地まで温水の循環ループがあり、本施設からは2箇所を取合う なお、②による場合、工業団地で使用されない余剰温水が本件施設へ戻ってきますので、本件施設へ戻る循環水の温度（循環過程での放熱損を見込んだ温度）をご教示ください。	【第2回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-2】に記載のとおり、取合点は左記質問の「②工業団地まで温水の循環ループがあり、本施設からは2箇所を取合う」になります。 なお、本件施設へ戻る循環水の温度については、供給温度、流量及び供給先での使用量等によって変わりますので、提示できません。
38	要求水準書 設計・建設業務編	116	第Ⅱ編	第3章	第11節	1	(3)	イ		ごみ汚水ろ過器	[2] 基（内1基予備）とありますが、運転上差支えなければ、省メンテナンスの観点から、1基としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
39	要求水準書 設計・建設業務編	116	第Ⅱ編	第3章	第11節	1	(5)	イ		ろ液噴霧ポンプ	「内1基倉庫予備」とありますが、水中ポンプを採用しない場合、倉庫予備ではなく、予備機も据付としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書 設計・建設業務編	117	第Ⅱ編	第3章	第11節	3	(1) (2)	イ		プラント排水ポンプ類	移送ポンプの数量欄に「2基（交互運転）」とありますが、水中ポンプを採用する場合は、1基+倉庫予備1基としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
41	要求水準書 設計・建設業務編	120	第Ⅱ編	第3章	第11節	3	(4)	イ		砂ろ過塔	[2] 基（交互運転）とありますが、運転上差支えなければ、省メンテナンスの観点から、1基としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
42	要求水準書 設計・建設業務編	123	第Ⅱ編	第2章	第12節	4	(2)	オ		高圧配電盤	エネルギー回収施設に設置される配電設備から立谷川リサイクルセンターへの送電は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答	
43	要求水準書 設計・建設業務編	123	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	4	(2)	オ		高圧配電盤	エネルギー回収施設から立谷川リサイクルセンターへの送電が必要な場合、配電設備の設計および事業費の算定に影響しますので必要送電量（1日の変動量も合わせて）及び年間稼働日数についてご提示ください。 ●必要送電量 ○必要送電量の最大値及び現在の契約電力 ○稼働日…[]kW×昼間[]h、[]kW×夜間[]h ○稼働日以外…[]kW×昼間[]h、[]kW×夜間[]h ●年間稼働日数[]日（稼働曜日、定期点検実施日）	本表No.42を参照してください。
44	要求水準書 設計・建設業務編	123	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	4	(2)	オ		高圧配電盤	エネルギー回収施設から立谷川リサイクルセンターへの送電が必要な場合、リサイクルセンターの変動が想定より大きくエネルギー回収施設側で買電が生じた場合は費用精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本表No.42を参照してください。
45	要求水準書 設計・建設業務編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	12	(5)	ア		電気自動車急速充電器	C工区に設置される予定の電気自動車急速充電設備は、容量150kVAとのことですが、市場で調達できる一般的な急速充電装置1台分の容量（最大55kVA）を見込めばよろしいでしょうか。トランスの容量、契約電力の算定にも関係しますのでご教示願います。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書 設計・建設業務編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	13	(5)	アウ		電動フォークリフト充電 設備電力供給設備	B工区に設置される予定の電動フォークリフト充電設備は、計画保有台数は84台とのことですが、同時に充電できる台数は何台と考えたらよろしいでしょうか。スペース、トランスの容量、契約電力の算定にも関係しますのでご教示願います。また、電動フォークリフト充電設備が設置される時期についてもご教示願います。	前段については、最大利用時に計画保有台数全台（84台）が同時に充電できるものとして、想定した全電力を要求水準書添付資料-7に記載しております。後段については、平成33年度の整備を予定しています。
47	要求水準書 設計・建設業務編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	13				電動フォークリフト充電 設備電力供給設備	本設備の設置は、C工区完了後に組合殿所掌にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	B工区に設置する電動フォークリフト充電設備の設置は組合が実施しますが、要求水準書による当該設備への電力供給設備の設置は建設事業者の業務範囲です。
48	要求水準書 設計・建設業務編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	13				電動フォークリフト充電 設備電力供給設備	本設備の運営・管理業務は、事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	B工区に設置する電動フォークリフト充電設備の運営・維持管理は組合が実施しますが、要求水準書による当該設備への電力供給設備の運営・維持管理は事業範囲に含みます。
49	要求水準書 設計・建設業務編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	13				電動フォークリフト充電 設備電力供給設備	エネルギー回収施設側の全炉休炉時等に本設備に電力供給することに伴い、買電が発生した場合は、対価が支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	電動フォークリフト充電設備への供給電力は所内電力として扱うものとしますので、運営業務委託費に含めてご提案ください。 電気自動車急速充電器への供給電力量についても、同様の取り扱いとし、運営業務委託費に含めてご提案ください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回 答
50	要求水準書 設計・建設業務編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	13				電動フォークリフト充電 設備電力供給設備	本設備の利用方法（利用時間帯、曜日）についてご教示ください。 （例：フォークリフトは、日中は青果市場で使用するため充電は行わず、青果市場稼働時間外の夜間（●時～○時）に充電する 青果市場が稼働する▲曜日～△曜日に利用する）	フォークリフト等を充電する時間帯、曜日については、市場の卸売業者及び仲卸業者個々の運用形態で異なりますので、回答はできません。
51	要求水準書 設計・建設業務編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	13				電動フォークリフト充電 設備電力供給設備	卸売市場側に設置される充電設備への給電状況により運営費が変わる可能性があります。今回の入札にあたっては、B工区に設置される電動フォークリフト充電装置への給電はないものとして事業費を算出するものと考えてよろしいでしょうか。	本表No.49を参照してください。
52	要求水準書 設計・建設業務編	146	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	12				小動物焼却炉	住民の方への金銭徴収方法、及び収骨を希望されている住民の方への収骨方法に関して、留意されていることがあれば、ご教示お願いします。	【要求水準書添付資料-9】小動物処理に係る参考フロー（現状の立谷川清掃工場でのフロー）に記載のとおりです。
53	要求水準書 設計・建設業務編	147	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	12				小動物焼却炉	第1回目の質問回答No. 88にて、単独排気も提案可との回答を頂いておりますが、この場合は、小動物焼却炉排ガス煙突において、要求水準書P.16に記載の公害防止基準値を満足しなければならないものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書 設計・建設業務編	147	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	13				説明用備品類	貴組合が抱かれる見学者説明設備に関するコンセプト、目的、基本計画にかかっている内容の具体的なイメージ等をお聞かせください。 また、施設整備基本計画には調理実習室、工房等具体的な設備項目が挙げられていますが、これらの設備について住民の方々と設置の約束をなされているものはなく、基本計画の内容に拘束されることなく、事業者提案を行えるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、「循環型社会を体験、学習できる施設」として、各家庭から出される廃棄物がどのような経路を辿って処理・処分されていくのか、また、循環型社会の中で、廃棄物が形を変え直接・間接的にどのような形で社会生活の中に戻ってくるのかといった、全体の流れを1施設に居ながら関連施設の実映像等の視覚を通して体験できる機能や、施設の稼働状況（排ガス計測値、処理量、発電電力量など）を各施設で共有し、他施設の見学者も学習ができる環境の整備を考えております。 後段については、ご理解のとおりです。
55	要求水準書 設計・建設業務編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	ウ	(7)	配置条件	山形市公共施設緑化目標基準の緑化率30%以上(複合施設整備後)は厳守しなければなりませんでしょうか。緑化率算定用の緑化面積として、建物屋上緑化面積や壁面緑化面積も算入対象とさせていただいて宜しいでしょうか。尚、壁面緑化算入可の場合、面積に対する係数がございましたら、ご指示ください。	前段については、ご理解のとおり、「山形市公共施設緑化目標基準」において定める清掃施設の緑化率30%以上とします。 後段については、緑化面積には屋上緑化、壁面緑化の面積は含まれるものとし、あくまでも水平投影面積で取り扱うものとします。
56	要求水準書 設計・建設業務編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	エ	(7)	配置計画	処理棟の全周にわたり時計回りの一方通行の交差をしない幅員8m（2車線）以上の周回道路を配置するとありますが、例えば「ごみ収集車両が通行する部分については幅員8m（2車線）以上とするが、その他の部分については安全が確保できるという前提にて幅員は事業者からの提案を可とする。」など、要求水準の緩和を再検討下さい。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
57	要求水準書 設計・建設業務編	150	第Ⅱ編	第3章	第2節	3	(1)	エ	(キ)	配置条件	リサイクルセンター破砕残渣車両のリサイクルセンター破砕残渣ヤードから熱回収施設への搬入動線について、一度敷地外へ出ることの可否、計量回数などの御組合の想定をご教示ください。	リサイクルセンター破砕残渣車両は敷地外に出ることは可能です。また、計量回数はリサイクルセンターの処理時間内において毎時10台程度です。
58	要求水準書 設計・建設業務編	150	第Ⅱ編	第3章	第1節	3	(1)	エ	(イ)	仮設進入路の配置	仮設進入路（B工区）に関して、敷地有効活用の観点から、B-C工区境界に配置されている擁壁（C工区）を本工事にて流用・改修させて頂くことは可能でしょうか。	既存施設の運用に支障が無く、土圧等を計算したうえで構造上問題が無いことを前提に、B-C工区境界の擁壁については本工事での流用、改修を可とします。
59	要求水準書 設計・建設業務編	150	第Ⅱ編	第3章	第1節	3	(1)	エ	(キ)	想定車両量	現地見学会にて、一般搬入車両が数台待機する状況を見受けましたが、年末年始等はさらに待車が発生するものと想定します。待車スペースの検討に資するため、最大待機台数や敷地外で待車が発生しそうな場合の現施設での対応についてご教示ください。	現状における最大待機台数は15台程度です。通常、計量機の後方に一列縦隊で待機しますが、待機車両が多くなる場合、職員による誘導整理員を別途配置し、二列縦隊等で対応しています。
60	要求水準書 設計・建設業務編	150	第Ⅱ編	第3章	第2節	3	(1)	オ		仮設計量棟の配置	仮設計量棟での運用を行うⅠ期工事～Ⅱ期工事の間の計量回数も、Ⅱ期工事完了後と同様の回数を維持するものと考えてよろしいでしょうか。また、計量しない車両の計量機バイパス車線が必要と考えてよろしいでしょうか。	前後段とも、ご理解のとおりです。
61	要求水準書 設計・建設業務編	151	第Ⅱ編	第3章	第1節	3	(1)	キ	(エ)	洗車場の配置	緩衝緑地内に設置とありますが、動線、臭気や汚水対策など合理的な理由があれば緩衝緑地外に配置してもよろしいでしょうか。	洗車場の配置については、構内道路における安全性及び臭気・汚水対策等の確保を前提に緩衝緑地以外への配置を可とします。
62	要求水準書 設計・建設業務編	151	第Ⅱ編	第3章	第2節	3	(1)	キ	(エ)	洗車場の配置	「構内道路の通行の妨げとならない様、洗車場の配置を緩衝緑地帯に配置する。」とありますが、構内道路の通行の妨げとならない位置へ配置することを前提として、緩衝緑地帯以外への配置や現工場と同様に処理棟内に配置する等、事業者による提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	本表No.61を参照してください。
63	要求水準書 設計・建設業務編	158	第Ⅱ編	第3章	第2節	6	(1)	ア		エントランスホール	諸室仕様にて、「エントランスを駐車場と同一地盤高さとする場合、屋外の出入口には防潮板等を設け、…」とありますが、建物内へ浸水する可能性が低い場合には、防潮板の計画は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
64	要求水準書 設計・建設業務編	158	第Ⅱ編	第3章	第2節	6	(1)	イ		事務室	諸室仕様にて、「エントランスホールに面して来館者対応用の受付を設けること」とありますが、来館者の安全性、利便性等を確保することを前提に、事務室をエントランスから離れた配置計画を提案することは可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
65	要求水準書 設計・建設業務編	162	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	6	(1)	シ		防災備蓄倉庫	諸室仕様にて、「研修室に隣接した位置とすること」とありますが、災害時に備蓄品を効率的に配布できることを前提に、防災備蓄品倉庫は研修室から離れた配置計画を提案することは可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
66	要求水準書 設計・建設業務編	163	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	6	(1)	ス		見学者用便所	男子便所・女子便所・多目的トイレを見学者が主として利用する全てのフロアに設けるとのご指定ですが、ここでいう「見学者が主として利用する全てのフロア」とは、研修室等の主要室が配置されるフロアを示しており、見学通路のみが配置されているフロア等については、必要に応じて、事業者より提案とするものと考えてよろしいでしょうか。	見学通路のみであってもフロアが異なる場合は配置してください。
67	要求水準書 設計・建設業務編	170	第Ⅱ 編	第3 章	第3 節	2	(1)	エ		構内道路及び仮設進入路	「構内道路及び仮設進入路、仮設駐車場、洗車場には凍結防止対策（ロードヒーティング、融雪装置）を行う」をご指定されていますが、既設工場における現況の対策状況をご教示願います。	現状の積雪・凍結対策として、山形市立谷川工場では計量～プラットホーム間の搬入出路について散水消雪を行っています。また、立谷川リサイクルセンターでは計量～プラットホーム間の搬入路については無散水消雪を設置しており、車両出入口など部分的に散水消雪を行っている箇所があります。それ以外の構内道路等は機械除雪にて対応しています。
68	要求水準書 設計・建設業務編	171	第Ⅱ 編	第3 章	第3 節	2	(9)	イ		電気自動車急速充電器	本設備は、一般開放するとありますが、想定されている開放時間をご教示ください。	電気自動車急速充電器の開放時間は、8:30～17:15 を想定していますが、利用状況等を踏まえて今後判断します。
69	要求水準書 設計・建設業務編	171	第Ⅱ 編	第3 章	第3 節	2	(9)	イ		電気自動車急速充電器	本設備は、一般開放するとありますが、充電作業は住民の方々に実施頂けるものとし、事業者の立会は不要と考えてよろしいでしょうか。今後、電気自動車の普及に伴い対象台数が増えることが想定され、常時立ち会いが必要となると専任者が必要になる可能性があります。	ご理解のとおり、充電作業は利用者が行うものとします。ただし、利用者からの問合せ等については対応するものとします。
70	要求水準書 設計・建設業務編	171	第Ⅱ 編	第3 章	第3 節	2	(9)	イ		電気自動車急速充電器	本設備は、一般開放するとありますが、料金の授受は発生するのでしょうか。休日など交代勤務の運転員のみのお勤になる場合は、執務場所と充電場所が離れることが想定され、実質的には対応できないことが想定されます。	検討中ですが、山形市役所等公共施設における料金徴収形態により、組合にて料金授受を行うことを想定しています。
71	要求水準書 設計・建設業務編	171	第Ⅱ 編	第3 章	第3 節	2	(9)	イ		電気自動車急速充電器	本設備の運用状況によっては、運営費が変動する可能性があります。今回の入札にあたっては、C工区に設置される電気自動車急速充電器への給電はないものとして事業費を算出するものと考えてよろしいでしょうか。	本表No.49を参照してください。
72	要求水準書 設計・建設業務編	171	第Ⅱ 編	第3 章	第3 節	2	(9)	イ		電気自動車急速充電器	エネルギー回収施設側の全炉休炉時等に本設備に電力供給することに伴い、買電が発生した場合は、対価が支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	本表No.49を参照してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
73	要求水準書 設計・建設業務編	174	第Ⅱ編	第3章	第4節	8	(1)			エレベータ設備工事	「エレベータは見学者用、組合職員用、事業者用は別々に適正数設ける」ものと、ご指定されていますが、見学者用と組合職員用は共用エレベータとする等の提案は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書 設計・建設業務編	180	第Ⅲ編	第3章	第1節	3	(1)	イ		配置計画	山形市公共施設緑化目標基準の緑化率30%以上(複合施設整備後)は厳守しなければなりませんでしょうか。緑化率算定用の緑化面積として、建物屋上緑化面積や壁面緑化面積も算入対象とさせていただきますでしょうか。尚、壁面緑化算入可の場合、面積に対する係数がございましたら、ご指示ください。	本表No.55を参照してください。
75	要求水準書 運営・維持管理業務編	12		第1章	第4節	5	(7)			次期運営業者への運転教育	次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うことになっておりますが、運転教育の時期としては本事業期間内に実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。運営事業開始には運転教育がなされ事業開始に支障がないようにすることとします。
76	要求水準書 運営・維持管理業務編	15		第1章	第2節	1	(5)			受付管理	「混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種別ごとに個別に計量できるように受付を実施すること」とありますが、想定されている種別をご教示ください。	「もやせるごみ」、「古紙」を想定しています。
77	要求水準書 運営・維持管理業務編	15		第1章	第2節	1	(5)			受付管理	「混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種別ごとに個別に計量できるように受付を実施すること」とありますが、立谷川リサイクルセンターとエネルギー回収施設での混載を考慮する場合、リサイクルセンター側の計量システムに改造工事が発生する可能性があります。リサイクルセンター側の改造については本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	立谷川リサイクルセンターとエネルギー回収施設の混載に関しては、それぞれの処理対象物をそれぞれで受付・計量しますので、立谷川リサイクルセンターの計量システムの改造は想定しておりません。
78	要求水準書 運営・維持管理業務編	15		第1章	第3節	(3)				搬入管理	既設(立谷川清掃工場)における、展開検査の頻度、手法についてご教示ください。	【頻度】年3回(9月、11月、1月)にて実施しています。 【手法】原則として許可業者1社につき1台を対象とし、ダンピングボックス内に荷降ろし、目視によるごみの内容物を検査しています。
79	要求水準書 運営・維持管理業務編	15		第5章	第4節					生活環境影響調査書の事後調査	第1回質疑回答 入札説明書 No.7において、生活環境影響調査書P.5-3~4に記載の事後調査についても事業者の範囲との回答を頂いていますが、発生源強度確認調査、地下水や地球環境など稼働中継続的に調査する項目以外の項目(大気質、騒音、振動)については、施設稼働1年後をめどに記載の調査方法に基づき1回実施するものと考えてよろしいでしょうか。	運営事業者の責任において補足・完備したうえで、組合と協議し、時期等を決定するものとします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
80	要求水準書 運営・維持管理業務編	15		第5章	第4節					生活環境影響調査書の事後調査	第1回質疑回答において、生活環境影響調査書P.5-3～4に記載の事後調査についても事業者の範囲との回答を頂いていますが、発生源強度確認調査については、実施方針等に係る質疑回答No.208に記載されている通り、運営・維持管理要求水準書P.25の表 5.1にて実施する測定と兼用して実施してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書 運営・維持管理業務編	15		第3章	第2節	1	(7)			受付・計量業務	現工場ではプラットホームで古紙を受け入れられており、現工場と同様に一般搬入者の利便性を考慮してプラットホームで古紙を受入れ仮置きして、運営事業者で古紙回収用ストックヤードに移動保管管理するものとしてよろしいでしょうか。	搬入者が直接古紙ストックヤードに搬入することを想定していますが、本紙NO.76の回答を前提に、利便性・安全性及び施設配置等に配慮したうえで、本施設に最適な方法をご提案ください。
82	要求水準書 運営・維持管理業務編	15		第3章	第2節	3				案内・指示	現状のごみ清掃工場でのプラットホーム人員をご教示ください。 季節ごとのごみ変動に合わせてプラットホーム人員を増減させていることはありますでしょうか。増減させている場合、その時期についてご教示下さい。	前段については、現状、古紙類の受け取りもプラットホームにて行っているため、焼却ごみの受け入れと合わせて2名です。 後段については、搬入車両が多くプラットホームが混み合う場合、車両の誘導等、安全面を考慮し、職員が複数名で対応しています。
83	要求水準書 運営・維持管理業務編	17		第3章	第6節	(2)				用役の管理	「燃料、用水及び薬剤等を常に最大日使用量の3日分以上貯留している状態を保つように管理すること」とあります。 消費と補給のバランスでタンク・水槽内の保有量は増減しますが、「常に」とありますので、実容量として3日分を確保すればいいのではなく、「増減の変動の中での最低量（薬品の場合、発注から搬入までに要する日数も考慮した上での最低量）において、3日分以上を貯留している状態を保つ」という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書 添付資料-1									事業実施区域図	複合施設において、既存リサイクルセンター搬入路とC工区の境界の処置について想定がありましたらご教示下さい。	現状の立谷川清掃工場と立谷川リサイクルセンターのような形を想定しています。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
85	要求水準書 添付資料-1			事業実施区域図	<p>敷地外東側のリサイクルストックヤードへの搬出入動線に関して、全体配置計画の上で参考とさせて頂きたく、下記項目について、ご教示ください。</p> <p>《現在の利用状況》</p> <p>①ストックヤードへの搬出、搬入動線ルート ②計量機の使用手法（「搬出のみ計量」or「搬出・搬入共に計量」） ③搬出入頻度</p> <p>《本件施設稼働後の利用計画》</p> <p>①本件処理棟にて処理する破碎処理残渣の立谷川リサイクルセンターから本件処理棟への搬出ルート ②計量機の使用手法（既設計量機を使用or新設計量機を使用）</p>	<p>《現在の利用状況》</p> <p>①立谷川リサイクルセンターからストックヤードへの破碎残渣移送時はリサイクルセンターの計量棟で計量した後、立谷川清掃工場搬入路を横断し、東側道路に面する門扉（東門扉）を通過してストックヤードに向かいます。ストックヤードからの帰りは、東門扉を通り、立谷川清掃工場搬入路を横断し、リサイクルセンターのプラットホームを通過して破碎残渣搬出口に戻ります。</p> <p>また、ストックヤードからの場外搬出時は、搬出車両はリサイクルセンターの計量機で風袋を計量し、上記移送時と同じ動線でストックヤードに向かい、搬出物を積み込み後、東門扉を通り、立谷川清掃工場搬入路を横断し、搬出量を計量してリサイクルセンター正門（北側）より場外へ搬出します。</p> <p>【第2回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-3】を参照して下さい。</p> <p>②立谷川リサイクルセンターからストックヤードへの破碎残渣移送時及び破碎残渣の場外搬出時に計量します。</p> <p>③立谷川リサイクルセンターからストックヤードへの破碎残渣移送頻度は、リサイクルセンターの処理時間内において毎時10台程度です。</p> <p>また、ストックヤードからの場外搬出は、7台/日程度です。</p> <p>《本件施設稼働後の利用計画》</p> <p>①立谷川リサイクルセンター破碎処理残渣の本件施設への搬入については、ストックヤードでの積み替え後搬入する方法と、立谷川リサイクルセンターから直接搬入する方法の2通りを想定しています。</p> <p>②エネルギー回収施設へ搬入する際の計量については、エネルギー回収施設の計量機にて1回計量を想定しています。</p>
86	要求水準書 添付資料-3			現地敷地周辺設備図	<p>現地見学会にて、B工区に添付資料-3「現地敷地周辺設備図」に記載されていないマンホールを確認しておりますが、本工事における取扱い方法(接続配管含む)について、ご教示願います。</p>	<p>B工区南側に設置のマンホールについては、山形市立谷川清掃工場の雨水排水を山形市公設地方卸売市場構内の雨水排水管路に排水するための接続管の位置に設置してあるものになります。C工区のマテリアルリサイクル推進施設建設時までは使用する管路施設ですので、管路は存置し、現状と同等の機能を保つものとして、本工事において対応してください。</p>
87	要求水準書 添付資料-5			調査ボーリング位置図	<p>現地見学会にて、A工区には過去に①貯水槽、②バナナ工場が存在しており、既に撤去済みであるのご説明を頂きましたが、地盤支持層への影響を確認するため、図面(工事記録含む)をご提示願います。</p>	<p>【第2回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-4】を参照してください。</p>

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
88	要求水準書 添付資料-7								電動フォークリフト、 ターレットの計画保有台 数及び必要な電力量	<p>①電動フォークリフト充電設備について、電力供給設備としては御提示容量を見込んだ設備としますが、実際の消費電力量は事業者でコントロールできるものではありませんので、売電量の運営モニタリングにおいては当該設備での使用量実績に基づいて評価されるものとして、「提案売電電力量」の算出には含めないものとして宜しいでしょうか。</p> <p>②ごみ質によっては当該設備の消費電力により買電が発生する可能性もありますが、この場合は別途清算されるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③複合施設の契約電力には本設備分は見込まず、充電設備の詳細仕様が確定した段階で、別途協議されるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご指摘の消費電力量については、提案売電電力量に見込んでください。本表No. 48, No. 49, No. 50ならびに、No. 51を参照してください。</p> <p>②本表No. 49を参照してください。</p> <p>③本表No. 49を参照してください。</p>	
89	要求水準書 添付資料-7								電動フォークリフト、 ターレットの計画保有台 数及び必要な電力量	<p>計画保有台数の表において、全電力332.2kWとありますが、全電力とはフォークリフトおよびターレットをフル充電した場合の容量であり、エネルギー回収施設からの時間当たりの最大給電量は全電力をバッテリー充電時間で除した値（約42kW）との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書添付資料-7に示す電動フォークリフト、ターレットの計画保有台数及び必要な電力量は、計画台数に対するピーク時の必要電力を記載していますので、要求水準書添付資料-7に記載のとおりです。</p>	
90	建設工事請負契約書（案）	12	第5章	第1節	第35条				設計業務の実施	<p>「受注者は、本件施設及びマテリアルリサイクル推進施設の実施設設計を行い、当該設計の瑕疵について全ての責任を負う。」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設の施工については受注者の所掌範囲外ですので、マテリアルリサイクル推進施設の設計に瑕疵があった場合の受注者の責任の範囲は、実施設計（計算書、図面）の修正のみであり、工事のやり直しなどの二次的な損害については責任を負わないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実施設計の瑕疵と相当因果関係がある損害については、受注者に責任を負って頂くことになります。</p>	
91	提出書類の作成要領	5	2	(5)	イ～エ				事業提案書に関する提出書類	<p>イ（基礎審査に関する提出書類）、ウ（非価格要素審査に関する提出書類）、エ（事業計画に関する提出書類）の正本には、いずれもP2図2表紙イメージ（正本）を参考にした表紙を付ける必要が有りますでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	
92	様式集		様式6-1～7						基礎審査に関する提出書類	<p>「提出書類の作成要領」では「各書類の所定の欄に応募者番号を記入すること」とありますが、本様式には応募者番号を記載する欄がありません。他の様式に倣い各ページの右下に挿入することと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	
93	様式集		様式6-3						提案設計資料	<p>様式6-3「2 設計仕様書」（Word形式）と、様式6-4「要求水準に対する設計仕様書」（Excel形式）は、同一内容の資料です。共に「基礎審査に関する提出書類」の一部であり、誤記リスク回避及び資料作成負荷の軽減のためにも、様式6-4での兼用を承認願います。</p>	<p>様式6-4での兼用は認めません。様式6-3「2 設計仕様書」（Word形式）と、様式6-4「要求水準に対する設計仕様書」（Excel形式）の両方を作成してください。なお、様式6-4記入要領のとおり、追加の機器及び仕様がある場合は一番下の行以降に追記することとします。</p>	

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
94	様式集		様式 6-3						提案設計資料	様式6-3と様式6-4については、共に「基礎審査に関する提出書類」に付属する資料ですが、第1回質問回答No.136にて「様式6-3の「2 設計仕様書」と様式6-4の兼用について一切認めない」との回答を頂いております。 このため様式6-3の「2 設計仕様書」については様式6-4とは同一ではない内容の資料を求められているものと推察いたします。 各設備の詳細仕様については様式6-4にて示しますので、様式6-3の「2 設計仕様書」では、事業者任意にて主要な概要などを表す資料を作成するものと考えます。	本表No.93を参照してください。	
95	様式集		様式 6-3						提案設計資料	提案設計資料について、様式6-3に示されている枠線内に作成する必要はなく、「提出書類の作成要領」に示されている事項を遵守することを条件に、事業者任意の体裁にて作成するものと考えてよろしいでしょうか。 もし枠線内におさめる必要がある場合、図面類についても枠内へ挿入する必要がありますでしょうか。	「提出書類の作成要領」に示されている事項を遵守することを条件に、応募者任意の体裁にて作成するものとします。	
96	様式集		様式 6-3						提案設計資料	「該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数」を必ず付すことのご指示ですが、ページ数の増減が生じると、すべてのページを差し替える必要が生じ、資料作成にかかる負担が非常に高くなります。様式指定・ページ枚数制限のない資料を多く含む「基礎審査に関する提出書類」については枝番を付けた形式のみとさせていただきますたくお願い致します。	エネルギー回収施設(立谷川)建設及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問【入札参加資格以外に関する質問】の回答No.150に記載のとおりとします。 「該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数」は必ず付けてください。なお、ご提案のように枝番を付したページ番号を併せて付すことも認めます。	
97	様式集		様式 6-4						要求水準に対する設計仕様書	様式6-4のExcelデータはA3縦やA4横設定のものも多くあります。これらも、紙面上の最下段にページ番号を付すことでよろしいでしょうか。(A4に綴込み時、側面にページ番号が入ります)	ご理解のとおりです。	
98	様式集		様式 6-8						維持管理スケジュール	「各項目については、線を引いた後、(様式第6-8)に対応した番号を…」と書かれていますが、様式第6-8は、様式第6-7(点検・補修工事)と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
99	様式集		様式 6-10						運転計画等	仮施設の消費電力等は含むことのご指定ですので、本件施設運営開始直後の平成30年度の運転計画にて作成するものと考えてよろしいでしょうか。	様式6-10については、【第2回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-5】「様式6-10修正版」に置き換えて記載願います。 様式6-10(1)については、本件施設稼働時の運転計画、様式6-10(2)については、電気自動車急速充電設備への電力供給を含めた複合施設稼働時の運転計画(平成33年4月～平成34年3月)、様式6-10(3)には電気自動車急速充電設備及びフォークリフト充電設備への電力供給を含めた複合施設稼働時の運転計画(平成34年4月以降)を記載願います。	

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
100	様式集		様式 6-10						運転計画等	運転計画の参考といたしますので、現行施設である立谷川清掃工場と半郷清掃工場の定期点検時期をご教示ください。	例年の定期点検実績を示します。 【立谷川清掃工場】 1月中旬頃から約1.5カ月～2カ月間（1炉づつ：1炉当たり2、3週間程度） 【半郷清掃工場】 5月中旬頃から約2カ月～2.5カ月間（1炉づつ：1炉当たり1カ月程度） ※年度により点検時期と期間は多少異なります。 ※定期点検期間中に共通設備点検による全炉停止を含みます。	
101	様式集		様式 7-26	別紙 (1) (2)					組合圏域内企業別発注内容及び発注予定額	様式7-26別紙(1)(2)は、様式7-26の後に添付し、関心表明書は様式7-29の後に添付することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
102	様式集		様式 8-3						運營業務委託費	注記※4の「様式8-2と整合させること」とありますが、様式8-2は設計・建設業務費であるため正しくは「様式8-1と整合させること」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
103	様式集		様式 8-9						人件費	注記※3の「上記費用は、事業提案資料の運営体制（様式5-7）と整合させること」とありますが、様式5-7は存在しないため、正しくは「上記費用は、事業提案資料の運営体制（様式6-6）と整合させること」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
104	様式集		様式 8-12	(1) (2)					事業収支表	損益計算書およびキャッシュフロー計算書において事業最終年度の翌年平成50年度まで記入欄が必要と考えますが、適宜追加してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
105	様式集		全般						事業費	様式8-3は、貴組合が運営事業者を支払う運營業務委託費を記載する様式で、様式8-1②③④の内訳として、平準化した金額を記入するという理解でよろしいでしょうか。 また、様式8-5から8-11は事業者の費用を記載する様式であり、それぞれの様式の総合計値を様式8-3で該当する費目の合計値と一致させるという理解でよろしいでしょうか。	前後段ともに、ご理解のとおりです。	
106	第1回入札説明書等に関する質問【入札参加資格以外に関する質問】の回答	4	No. 21						用地条件 西側境界	質疑御回答から西側敷地境界はA工区に加えて、B工区も道路境界線と考えられますが、西側敷地境界の道路種別は建築基準法上の道路と解釈してよろしいでしょうか。B工区北側の敷地境界線は建築基準法上の道路に接する道路境界線との理解でよろしいでしょうか。	A工区、B工区の西側及びB工区の北側は山形市公設地方卸売市場の敷地となるため、隣地境界線になります。	

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
107	第1回入札説明書等に関する質問【入札参加資格以外に関する質問】の回答	5	No. 37							電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	” 運営事業者が、みなし設置者として各主任技術者を選任させ、工事計画届け等を行うものとしします。”とのことですが、建設工事中は建設請負事業者で選任し、運営時は運営事業者で選任する方法と建設工事中から運営事業者がみなし設置者として選任する方法のいずれでも良いという自由度を持たせて頂けないでしょうか。前者が不可の場合は、その理由をご教示ください。	建設事業者がみなし設置者にはなれないことから、工事計画届出時より、運営側から各主任技術者を選任させるものとしします。運営からの建設事業者への意見反映が可能となることなど、事業の継続性、臨場感を考慮し、要求水準書の記載としています。
108	第1回入札説明書等に関する質問【入札参加資格以外に関する質問】の回答	5	No. 37							電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	” 運営事業者が、みなし設置者として各主任技術者を選任させ、工事計画届け等を行うものとしします。”とのことであり、建設工事中から運営事業者の費用（固定費）が発生することになりますが、貴組合からの当該費用の支払は、選任以後毎月分について、建設工事期間中から運営事業者に委託費として支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	運営事業の対価は、ごみを処理してからの対価であり建設事業中の支払いは発生しません。従って、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の経費、運転員の教育費用など事前投資費用は運営開始後の経費として計上頂くこととなります。
109	上下水道									上下水道使用料金体系	山形市における工場向けの上下水道の料金体系が一般家庭向けの料金体系と異なる場合、工場向け料金体系についてご教示ください。 ①工場の場合、プロセスの中で蒸発するなど、給水量と排水量が一致しないため、放流量の計量をもって、下水道使用料金を算定するものと考えてよろしいでしょうか。 ②汚水の分類は、一般汚水、共用汚水、その他（あれば）のいずれが該当しますでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、山形市下水道条例で定める「一般汚水」に該当します。